

鋳業法 No.2

ジョイント・ベンチャー（鋳業権） アライアンス契約とは

アライアンス契約の元々の発生地はエンジニアリング契約や建設契約であります。これらの契約は請負業者にリスクを転換出来たのに対しアライアンスの場合はリスクはプロジェクト参加者全員で負う形になります。以前請負業者がリスクを負った歴史的背景には請負業務に膨大な利益があつた為であります。技術革新に伴い利益幅が縮小した為リスクを請負業者が吸収出来なくなりました。この為請負業者がパートナーとジョイント・ベンチャー（JV）に参加する形になりリスクを全員で分け合う様になりました。

JV 参加者はアライアンス契約書に拘束されます。参加者の中には色々の業種の会社が含まれますが、経費は参加者全員で分担されます。当然利益も全員に配当されます。

通常アライアンス契約を結ぶ際には参加者の中にアライアンス委員会が結成されます。揉め事がある場合アライアンス委員会が調査をし判断を下します。この判断は JV 参加者全員を拘束致します。

アライアンス委員会の構成は JV 参加全員から成り立ており全員が一票を所持しております。委員会が判断を下す際には全員一致でなければなりません。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市